



伊丹市協働の指針

概要版



伊丹市マスコット たみまる

伊丹市

1 この指針の策定の背景

かつては「公共的な活動は行政が担うもの」という考えが一般的でしたが、近年ではこれまで行政が支えてきた教育や子育て、防犯や防災、医療や福祉などの公共サービスに、地域の NPO 法人や市民が積極的に参加できるようにして、社会全体として支援する「新しい公共」という価値観が生まれてきました。

近年、公共サービスの領域が拡大するとともに、個人の価値観が多様化、複雑化している中、急速に高齢化が進行しつつあり、行政が市民のありとあらゆるニーズに対応することは難しくなっています。このような状況を踏まえ、これまで行政が提供してきた公共サービスに多様な市民が参画、協働することにより、将来に向けて質の高い公共サービスを展開できる仕組みを築くことが必要となっています。

(協働によらない場合)



(協働による場合)



(協働がうまく進むと・・・)



2 協働とは何か

伊丹市における「協働」のあり方は、伊丹市まちづくり基本条例（裏表紙参照）第2条の基本理念で示されています。実際に市民と市が協働して地域の課題解決に取り組むにあたっては、より具体的なルールを市民と市で共有しておく必要があります。

（基本理念）

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。
（「伊丹市まちづくり基本条例」より）

●●協働のルールとは●●

市民（P.3「協働の主体（担い手）」参照）と市は、以下のルールに基づいて協働が行われているかを常にチェックしながら、事業を進めていくことが大切です。

1 目的の共有

団体と市は、達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任分担を明らかにすることが大切です。

2 相互理解

協働を実施するにあたっては、団体と市は相手の特長や違い、それぞれの立場を理解するよう努めることが不可欠です。

3 相互変革

相手を理解した上で、目的を達成するために、もっとよい考え方や方法がある場合には、柔軟に対応することが大切です。これまでのやり方に固執することなく、お互いの影響によって、双方がより良く変わることを受け入れる姿勢を持つ必要があります。

4 対等性の確保

協働を実施するにあたって、団体と市は下請けや従属といった上下関係ではなく、対等の関係を築くことによって、活発で建設的な意見交換が可能になると考えられます。

5 自主性・自立性の尊重

協働を実施するにあたっては、団体と市はお互いの自主性を尊重しなければなりません。また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。

6 情報共有と検証の実施

団体と市は情報を共有しながら協働を進める必要があります。また、この指針に示したルールにあわせて協働が行われているかを検証してその結果を公表し、透明性を確保することが必要です。

●●協働の主体（担い手）とは●●

多様な主体が協働することで、きめ細かく、質の高い公共サービスの提供が期待されるとともに、まちづくりの課題を市民と市で共有し、ともに解決策を探ることが可能になると予想されます。

したがって、団体や組織の構成員としての立場で、市民個人が協働に参加することも考えられますが、この指針では持続性のある公共サービスの提供を目指すという目的から、基本的に協働を組織対組織の関係と捉え、協働の主体としては団体を想定しています。

① 市民活動団体

現在、伊丹市ではいろいろな団体が活躍しています。

- ◆地縁型団体：特定の地域で活動する団体
- ◆テーマ型団体：特定のテーマに基づく活動を行っている団体

② 非営利の法人

- ◆NPO法人：特定非営利活動促進法に基づく法人のことをいいます。
- ◆公益法人：公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、社会福祉法人などをいいます。

③ 事業者

本来、営利団体ではありますが、伊丹市の場合、まちの活性化などの分野において、まちづくりに欠かせない存在となりつつあり、本来の営利活動とは別に、事業者の公益活動としての協働は今後、進んでいくと思われれます。

協働のルールや主体(担い手)など、いろいろあるんだね。協働を進めるには、それぞれの立場を重んじながら、団体と市とでじっくり話しあうことが大切だね。



●●協働の形態とその領域とは●●

協働によって行う事業には、主として次のような形態が考えられます。

事業の目的や内容、期待される効果、相手の特性によって最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。

① 後援

協働相手（団体）が主体的に行う事業に対し、伊丹市の後援名義使用を承認して、信用を付与することで事業の支援をします。実施の責任は主として主催者（団体）にあります。

② 補助・助成

協働相手（団体）が主体的に行う事業に対して、市が財政的な支援を行うことです。実施の責任は主として主催者（団体）にあります。留意事項として、プロセスやお金の使途などの透明性や事業効果についての検証や公開の場を確保する必要があります。また団体の自立性を損なわないような補助や助成を行うことも大切です。

③ 共催

協働相手（団体）と市が共に主催者となって、ひとつの事業を共に実施することです。互いが企画の段階から、熟議を重ね、役割分担や責任の所在、経費負担、成果の帰属などを明確にして実施する必要があります。

4 委 託

市の事業の実施を、協働相手（団体）に委託することです。協働事業としての委託の場合は、実施方法などについて、相手の意見を参考にするといい、相手の特性を活かせるような配慮が必要となります。事業についての最終的な責任と成果は委託者である市にあります。

5 事業への協力

協働相手（団体）または市が主体として実施する事業について、①から④の形態以外で、協力しあって行うことです。ある事業について、協力団体を互いに紹介するコーディネートや、情報提供、広報協力など多様な協力方法が考えられます。

市民（団体）と市との協働の領域（B～Dの範囲）

A	B	C	D	E
市民が自主的、自発的に行動する領域	市民主導の活動で行政の協力が必要な領域	市民と行政が連携・協力して事業を行う領域	行政主導の活動で市民参加を求める領域	行政が自らの責任で処理していく領域

例) 地域の行事、個人・団体による自立的活動、団体同士の協働事業など

例) 市の補助や助成を受けた事業、市の後援事業、市民・団体の事業への市の協力など

例) 共催で行う事業など

例) 市の事業の委託。市の事業への団体の協力など

例) 都市基盤整備事業、施設整備事業、許認可、行政処分など

伊丹市における協働の取り組み事例



ゴーヤの育成を通じた環境教育の推進（補助）

昆陽池自然環境再生事業（共催）



地区健康展（後援）

3 協働のまちづくりの実現に向けた取り組み

1 協働を進めるための意識づくり、つながりづくり

まちづくり推進課がコーディネート役となり、市の部局間の連携を進めます。
市民まちづくりプラザは、団体の活動支援を行いつつ、まちづくり推進課とともに市民団体と市とをつなぐパイプ役を担っていきます。
さらに、全市的に協働を進めていくことができるよう、研修などによって職員の意識の向上を図りながら、つながりづくりの場への積極的な参加を呼びかけます。
また、新たに協働を推進できるような制度を検討します。

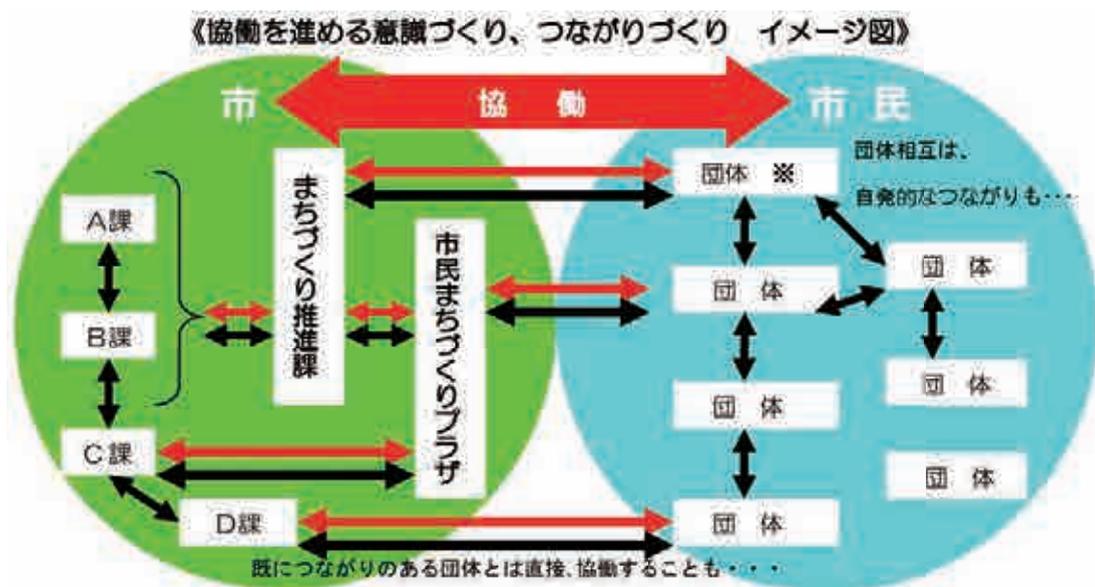
今後の取り組み

(1) 協働に参加するための意識づくり

- ① **各種講座の開催** まちづくりの現状と課題を共有し、まちづくりに関する講座を実施します。
- ② **職員研修の実施** 協働研修を計画的に実施します。

(2) 協働を進めるためのつながりづくり

- ① **市民まちづくりプラザの運営** これまで行ってきた団体の活動・運営支援のほか、まちづくり推進課とともにコーディネート機能を担い、団体と市との連携を進めます。
- ② **市民活動団体の情報集約** 市内で活動する市民団体の情報を集約し、市民と市とで共有します。
- ③ **実務者の意見聴取及び実務者同士の意見交換の促進** 実務者が抱える課題や、実務者の視点で見る課題について、市が意見を聞くほか、実務者同士が意見を交換することができるよう、中間的支援を行います。
- ④ **市民と市職員の対話の機会の拡充** 多様な主体と市職員との対話の機会の拡充に努めます。
- ⑤ **市民と市長との対話事業の開催** 市民と市長とが日頃のまちづくり活動について、ざっくばらんな意見交換をすることにより、情報共有に努めます。
- ⑥ **公募型協働事業提案制度の創設** 団体と市が協働により事業を実施できる制度を創設します。



〔注〕※ 図中の「団体」とは、この冊子の3ページに示した「協働の主体」全ての団体を指します。

⇔ 団体と市との協働事業に向けた連携

⇔ 情報交換・活動相談・助言などの支援

2 協働を支えるための基盤整備

協働をより実践的に進めていくために、客観的に事業のプロセスを評価できる仕組みや、市役所の部局間、団体と市との情報共有を進める仕組みを整備します。

今後の取り組み

(1) 協働参画推進委員会（仮称）の設置

継続的な協働事業の改善を目的とする委員会の設置を検討します。あわせて参画の制度の実施状況も検証していきます。

(2) 協働のまちづくりアドバイザー派遣の実施

この指針の普及と啓発を目指し、団体と市との協働を実現するための助言と技術的支援を目的に、アドバイザーを派遣します。

(3) 庁内における連絡会議の設置

部局間の情報共有と、円滑で適正な協働事業を行うための連絡会議の設置を検討します。

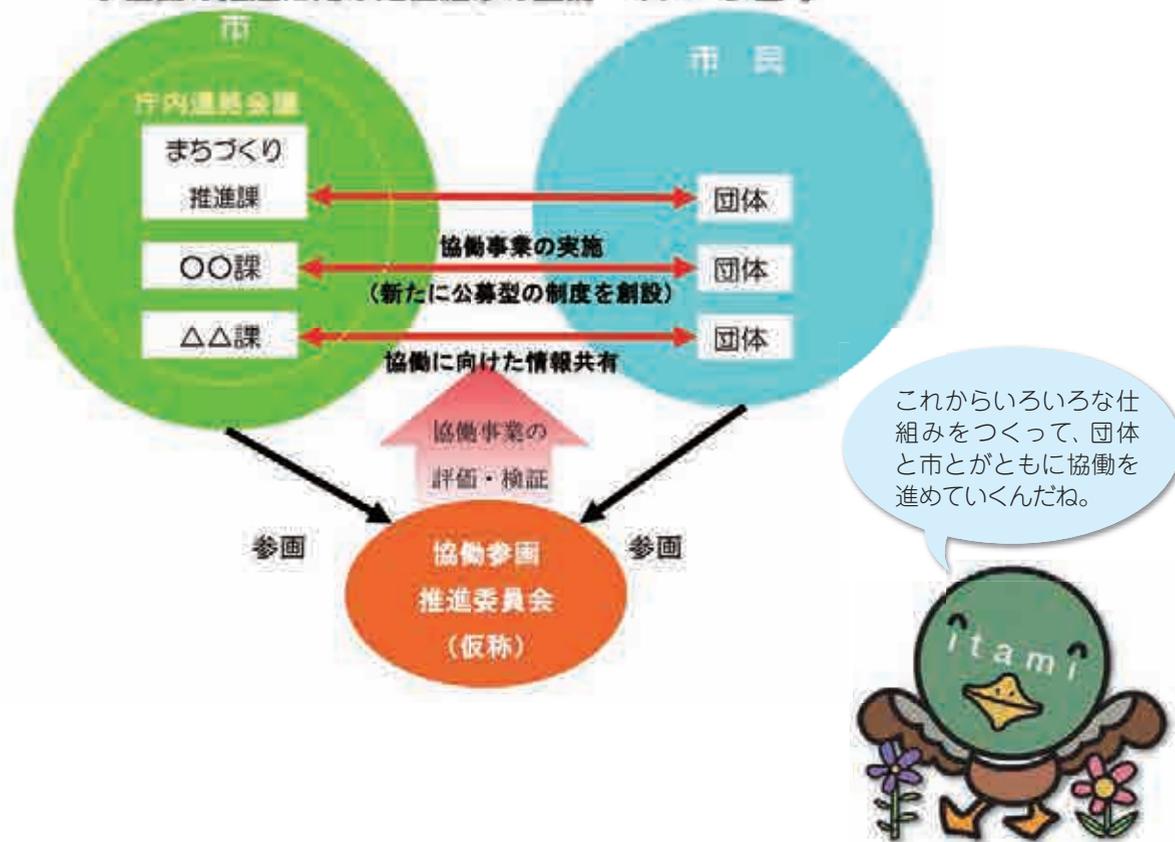
(4) 行政情報の提供と共有

市は、市民団体からの問い合わせに対し、個人情報保護する場合などを除いて、情報提供を行い、説明責任を果たします。

(5) 多様な主体の連携

多様な主体が、それぞれの特性や長所を活かしながら有機的なつながりを持ち、市との協働事業を推進していきます。

《 協働の推進に向けた仕組みの整備 イメージ図 》



伊丹市まちづくり基本条例

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに、すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし、いきいきと活動でき、生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。

その基盤は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち、自らの意思によってまちづくりに参加する、あるいは、自らがまちづくりの担い手となって活動するという、自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も、これまでのまちづくりに対する意識を改革し、まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねるといふ熟議を行うことが重要です。

この熟議を基本に、先人が永年培ってきた歴史、文化、風土や良好なコミュニティを土台として、市民と市が、パートナーシップを確立し、適切に役割と責任を分担し、補完し合い、協力して、まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、力強い市民自治を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

2 市民と市は、対等なパートナーとして、まちづくりに取り組むものとする。

3 市は、その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市、市民相互は、参画と協働によるまちづくりの推進にあたり、熟議（異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。）を基本とする。

(市民の権利)

第3条 市民は、等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、第2条の基本理念にのっとり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画し、又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに、市と協働するよう努めなければならない。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合いながら、熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は、それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって、お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

(平成15年伊丹市条例第1号) 平成15年3月27日公布

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民にわかりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。

3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。

4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

(対話の場の設置)

第7条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民との対話の場を設置することができる。

2 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第8条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。

(行政評価の実施)

第9条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の委員)

第10条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(学習の機会の提供その他の支援)

第11条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(市民投票の実施)

第12条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。

(この条例の位置付け)

第13条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(見直し)

2 市は、この条例の施行の日から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

※ 本冊子は2,000部作成し、印刷経費は1部あたり約55.1円のコストがかかっています。

発行 伊丹市 市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 電話:072 (780) 3533
発行年月 平成25(2013)年3月

24市 100100-2-055-A4